平成３０年（フ）第９５号
秋田市泉菅野１丁目13番２号
債務者　堀野　　篤
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺沢　修平
4　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８７３号
横浜市緑区鴨居４丁目32番６号
債務者　吉田　光昭
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　真
4　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４８号
北海道室蘭市海岸町１丁目１番１号
債務者　荒井　滋朗
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋場　弘之
4　破産債権の届出期間　平成30年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第５９８号
東京都町田市相原町597番地204
債務者　横内　秀夫
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　匡
4　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月29日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５９９号
東京都町田市相原町597番地204
債務者　横内　良子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　匡
4　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月29日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３５号
長野県佐久市中込2901番地２
債務者　白井　徳子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室賀　俊樹
4　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第２７７号
広島市東区福田７丁目32番35号
債務者　池田　里美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　守永　将大
4　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月17日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７５号
広島県福山市新市町大字宮内161番地１
債務者　追林　朋久
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　多恵
4　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１２４号
鳥取県米子市淀江町淀江599番地、前住所鳥取県西伯郡大山町大塚1071番地
債務者　石原　亨弘（旧姓瀬尾）
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人アザレア法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成30年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第６４４号
福岡県筑紫野市原田３丁目５番地８　ガーデンハイツ・ヨコオＢ102号
債務者　中川久美子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　徳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６８０号
福岡市南区向新町２丁目３番18―102号、前住所長崎県島原市白土町1030番地
債務者　古賀　勝也
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５２７号
福岡市博多区博多駅前４丁目24番１―503号
債務者　ＫＸプロモーションズこと　原　　一彦
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５３０号
福岡市南区五十川２丁目２番２号
債務者　永末　順一
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　碇　　啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６０１号
福岡市東区松島１丁目21番25―908号、前住所福岡市東区香椎２丁目40番19号
債務者　山田　　隆
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南谷　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４４２号
福岡市博多区東那珂１丁目６番32号、前住所福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―305号
債務者　松浦　和喜
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　管納　啓文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部